

第4回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和2年4月28日

出席者	1. 菊池勇夫 2. 中野誠五 3. 甲斐奉文 4. 中田辰美 5. 森田正春 6. 林田寿利 7. 柳田隆喜 8. 田野敏広 9. 山口時義 10. 藤本政嗣 11. 黒木民徳 12. 藤田博文 13. 菊田正光 14. 竹田親吏
議事録署名人	8番 田野 敏広 委員 9番 山口 時義 委員
開催時間	開会 AM 10:00 ~ 閉会
発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>ただ今から、令和2年第4回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日は、2番中野誠五委員より欠席届が出ております。ただ今の出席委員は13名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>会長、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p><挨拶></p> <p>それでは日程表に従いまして、令和2年第4回総会を進行していきます。</p> <p>日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。8番田野敏広委員、9番山口時義委員、よろしくお願ひします。</p> <p>続いて日程第2、会期の日程は本日1日といたしますがよろしいですか。</p> <p><異議なし></p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。</p> <p>それでは日程第3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第15号、農地法の規定による許可処分の取り消しについて、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>2ページをお開きください。議案第15号、農地法の規定による許可処分の取り消しについて。農地法第3条の規定による所有権移転の許可の取下げ申請があつ</p>

たので、承認を求める。令和2年4月28日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。詳細は担当よりご説明いたします。

事務局員

3ページをお開きください。受付番号は45番になります。農地法第3条の規定による許可取消願について説明いたします。本案件は、令和2年1月16日付、指令第1号にて、農地法第3条第1項の規定により許可を受けたものの取消願が提出されております。許可を受けた者の住所・氏名ですが、譲受人が、美郷町南郷神門の59歳の方。譲渡人が、美郷町南郷神門の53歳の方です。取消を受けようとする土地ですが、南郷神門字無田、畑3筆、1,808㎡になります。許可を受けた権利の内容ですが、農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可になります。取消しを受けようとする理由は、本農地は、シキミ栽培を目的として所有権移転の許可を受け、現在シキミの植栽を行っているが、土壌が本作物と合わず2回の植栽にも枯れる状態であるため、耕作を断念し許可を取り消したいということになります。取消しを受けようとする土地の利用状況ですが、現在はシキミが植栽されております。その他参考事項は、許可取消し完了後は、シキミを掘上げ元の農地に戻すということになります。譲受人は、シキミ栽培に意欲的に取り組んでおり、本農地についても一度枯れましたが、普及センター等の指導を受け土壌改良を行い再度植栽しております。本来ならば速やかに所有権移転を行うはずでしたが、二度の植栽でもうまく根付かなかったため登記を見送っていたということです。議案第16号で説明しますが、同じ無田地区に新たに農地を求め、シキミの栽培を行うということになりました。今回の許可取消しについては、願出人双方の話し合いも出来ており、納得されたものであることを申し添えます。4ページが取消願が出された農地の地籍集成図になります。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

山口委員

9番、山口です。本農地は非常に酸性の強い土壤だそうで、シキミを植栽しても枯れてしまうそうです。今後ずっと栽培するには適していないため、元の地主に戻したいということです。土地代もすでに払っているそうですが、それも付けて戻すということです。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号45番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号45番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、議案第 16 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

5 ページをお開きください。議案第 16 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があったので、承認を求める。令和 2 年 4 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。6 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号 46 番から 52 番までの 7 件となっております。詳細については担当がご説明いたします。

事務局員

7 ページをお開きください。受付番号は 46 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷神門の 59 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷神門の 68 歳の方です。申請地は、南郷神門字無田、畑 4 筆、3,869 m²であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画はシキミの植栽となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみの 5,806 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 1 名となっております。8 ページが地籍集成図になります。本案件は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

山口委員

9 番、山口です。先程の取消案件の際に、別に求めた農地がこの申請地になります。ここは元々山林を開拓して出来た農地であります。2 年ほど前に購入した土地にシキミを植栽したところ生育が良かったため、その隣接地も間違いないだろうということで今回の申請になりました。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 46 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 46 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして受付番号 47 番ですが、藤本政嗣委員が申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。

<藤本政嗣委員、退席>

それでは、受付番号 47 番の説明をお願いします。

事務局員

9 ページをお開きください。受付番号は 47 番です。申請人の譲受人は、美郷町北郷宇納間の 68 歳の方。譲渡人は、美郷町北郷宇納間の 64 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字柗木、田 1 筆、227 m²であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は穂木の植栽で、苗木が不足している関係で苗木を採るための植栽となっております。契約の内容ですが、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、借入地のみ 5,820 m²。家畜はありません。家族総数 3 名の労力 1 名となっております。10 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

菊池委員

1 番、菊池です。譲受人は林業専業であります。手広くやっている関係で穂木等が足りないようです。申請地は譲受人の自宅のすぐ近くであり、周りに迷惑がかかるようなこともありません。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 47 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 47 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。審議が終了しましたので、藤本委員を呼び戻してください。

<藤本政嗣委員、着席>

続きまして受付番号 48 番と 49 番ですが、譲受人が同一のためあわせて説明をお願いします

事務局員

11 ページをお開きください。受付番号は 48 番と 49 番です。

申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 64 歳の方です。

受付番号 48 番。譲渡人が、美郷町西郷田代の 58 歳の方です。申請地は、西郷田代字黒土田、田 2 筆、2,639 m²であります。

受付番号 49 番。譲渡人が、美郷町西郷田代の 66 歳の方です。申請地は、西郷田代字田ノ原と中山谷、田 3 筆、2,931 m²であります。中山谷については、一部シキミが植栽してある為、その部分を除いての借入面積となります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稻になります。契約内容ですが、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 11,232 m²。家畜は牛を 9 頭飼養しております。家族総数 4 名の労力 4 名となっております。12 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

森田委員

5 番、森田です。48 番の譲渡人は、会社勤めのため農地の管理が出来ないということで預けることにしたそうです。49 番の譲渡人は、今まで管理していた父親が弱って農業が出来なくなり、本人も会社勤めのため管理できないため預けることになったそうです。譲受人は 64 歳と若く、畜産をやっている傍ら建築のほうもやっております、この地区のためにがんばってもらっています。何の問題もありませんので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 48 番と 49 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 48 番と 49 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 50 番の説明をお願いします。

事務局員

13 ページをお開きください。受付番号は 50 番になります。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 59 歳の方。譲渡人が、日向市の 64 歳の方です。申請地は、西郷田代字山ノ川内、田 2 筆、2,508 m²であります。申請理由は賃借権の設定。利用計画は水稻になります。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 12,838 m²。家畜はありません。家族総数 6 名の労力 5 名となっております。14 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

森田委員	<p>5 番、森田です。譲渡人は日向市在住で勤め人でもあるため、農地を管理することは難しいということで預けることになったそうです。譲受人は家族数・労力数も多く、申請地も自宅のすぐ近くであることから、何の問題も無いと思われま す。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 60 番について質疑のある方 は挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 50 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><全員、挙手></p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 受付番号 51 番の説明をお願いします。</p>
事務局員	<p>説明に入る前にお詫びを申し上げます。本来ならば受付番号 51 番と 52 番は別 ページに掲載すべきでありましたが、同一世帯であるため同じページに掲載し てしまいました。今後このようなことがないように気をつけます。</p> <p>それでは 15 ページをお開きください。受付番号は 51 番です。申請人の譲受人 が、美郷町北郷入下の 68 歳の方。譲渡人は、美郷町北郷入下の 93 歳の方です。 申請地は、北郷入下字宮ノ脇、田 2 筆と、北郷黒木字小原、田 4 筆、合計 6 筆の 9,846 ㎡であります。申請理由は賃借権の設定。利用計画は、入下が WCS、黒木が飼料 作物となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の 経営ですが、自作地・借入地あわせて 24,746 ㎡。家畜は牛を 5 頭飼養しておりま す。家族総数は 2 名の労力 2 名となっております。16 ページが地籍集成図になり ます。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考え ます。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
柳田委員	<p>7 番、柳田です。只今事務局から説明があったとおり、51 番と 52 番の譲受人は 夫婦で同一世帯であります。51 番の譲受人のほうに畜産を主としてやっており ます。譲渡人は高齢で施設に入所しており、息子も宮崎に住んでいて耕作でき ないということです。入下の 2 筆はなかなか借り手が見つからなかったんですが、今 回 WCS を作るということで受けることが決まりました。黒木の 4 筆は、同じ黒 木地区の畜産農家が飼料作物を作っていたんですが、畜産をやめることになった ため引き受けることになったそうです。ご審議よろしく申し上げます。</p>

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 51 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 51 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして受付番号 52 番の説明をお願いします。

事務局員

15 ページをお開きください。受付番号は 52 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷入下の 69 歳の方。譲渡人は、美郷町北郷入下の 67 歳の方です。申請地は、北郷入下字下タノ原、田 3 筆、2,126 m²であります。申請理由は賃借権の設定。利用計画は水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 24,746 m²。家畜は牛を 5 頭飼養しています。家族総数は 2 名の労力 2 名となっております。16 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7 番、柳田です。先程一部説明いたしましたが、畜産以外の農業関係は 52 番の譲受人が引き受けております。米を作った後の藁を飼料として使うということです。対価も妥当だということで話がついているそうです。ご審議よろしくお願います。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 52 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 52 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 17 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長	<p>17 ページをお開きください。議案第 17 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 2 年 4 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。18 ページが対象農用地の位置図になります。受付番号は 53 番の 1 件となっております。詳細は担当よりご説明いたします。</p>
事務局員	<p>19 ページをお開きください。受付番号は 53 番です。申請人が、美郷町南郷神門の 67 歳の方です。申請地は、南郷神門字天神田、田 2 筆、345 m²であります。申請の理由は、現在息子と同居しているが、息子の希望により住宅（離れ）を建築したいということであります。転用後の用途は宅地。転用の時期は、着手が令和 2 年 6 月 1 日から令和 2 年 8 月 31 完了予定となっております。20 ページが地籍集成図、21 ページが土地利用計画図、22 ページが立面図、23 ページが現況写真となります。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
山口委員	<p>9 番、山口です。申請の理由は、申請書のとおりです。申請地は自宅のすぐ横になり、若い夫婦だけでゆっくりすごしたいということで今回の申請となりました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 53 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 53 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><全員、挙手></p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。</p> <p>続きまして、議案第 18 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>24 ページをお開きください。議案第 18 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 2 年 4 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。25 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 54 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。</p>
議長	<p>この案件につきましては、藤本政嗣委員が申請人となっておりますので、農業</p>

委員会等に関する法第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。

<藤本政嗣委員、退席>

それでは説明をお願いします。

事務局員

26 ページをお開きください。受付番号は 54 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 68 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 64 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字柵木、田 1 筆、170 m²であります。申請理由は、従業員の駐車場が不足しているため、近隣に駐車場を整備し、従業員の利便性を確保したいということであります。転用後の用途は駐車場。契約内容は、申請書明細のとおりであります。転用の時期は、着手が令和 2 年 6 月 1 日から令和 2 年 6 月 30 日完了予定となっております。27 ページが地籍集成図、28 ページが土地利用計画図、29 ページが現況写真となっております。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

菊池委員

1 番、菊池です。3 条案件でも説明したとおり、林業専業で手広くやっております。今一番忙しい時期だそうで、事務所の周りに車がたくさん停まっています。迷惑になるため、申請地を駐車場として購入するに至ったということでもあります。重機も持っているため、自分で整備するということです。ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 54 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 54 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。審議が終了しましたので、藤本委員を呼び戻してください。

<藤本政嗣委員、着席>

続きまして、議案第 19 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

30 ページをお開きください。議案第 19 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。令和 2 年 4 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。31 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号 55 番から 58 番までの 4 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

32 ページをお開きください。受付番号 55 番と 56 番ですが、関連がありますのであわせて説明いたします。

利用権の設定を受ける者が、美郷町西郷田代の 61 歳の方です。

受付番号 55 番。利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 67 歳の方です。利用権を設定する土地が、西郷田代字耳切、田 1 筆、866 m²であります。利用権の種類は使用貸借。利用計画は WCS となっております。

受付番号 56 番。利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 85 歳の方です。利用権を設定する土地は、西郷田代字耳切、田 3 筆、3,489 m²であります。利用権の種類は賃借権。利用計画は WCS となっております。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりであります。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 76,751 m²。家族総数 6 名の労力 2 名。利用権設定区分は継続となっております。33 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

林田委員

6 番、林田です。地区担当は中野委員ですが、欠席のため代わって説明いたします。55 番の利用権を設定する者は建築業を営んでいるため、農業まで手が回らないということであります。利用権を設定する者とは親戚関係になり、対価は無償となっております。56 番の利用権を設定する者は 85 歳と高齢で、以前から管理してもらっています。継続案件であり問題ないと思われれます。ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 55 番と 56 番について、質疑のある方の挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 55 番と 56 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 57 番の説明をお願いします。

事務局員

34 ページをお開きください。受付番号は 57 番です。利用権の設定を受ける者が、美郷町西郷山三ヶの 61 歳の方。利用権を設定する者が、美郷町西郷立石の 79 歳の方です。利用権を設定する土地は、西郷立石字杉の元、田 1 筆、1,492 m²であります。利用権の種類は賃借権。利用計画は水稻。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりであります。設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 21,555 m²。家族総数 3 名の労力 2 名。利用権設定区分は新規となります。35 ページが地籍集成図です。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

甲斐委員

3 番、甲斐です。利用権を設定する者は、昨年まで自宅用の米を作っていたんですが、高齢のためもう出来ないということで、設定を受ける者に他に管理してもらっている土地があるため一緒に管理を頼むことにしたそうです。利用権の設定を受ける者は繁殖農家であり、牛を 50 頭ほど養っているとのこと。主に WCS・飼料作物を作っていますが、何の問題も無いと思われ。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 57 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 57 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 58 番の説明をお願いします。

事務局員

36 ページをお開きください。受付番号は 58 番です。利用権の設定を受ける者が、美郷町北郷入下の合同会社。利用権を設定する者が、宮崎市の 50 歳の方です。利用権を設定する土地が、北郷入下字貞屋敷と字尾畑、田 3 筆、6,715 m²になります。利用権の種類は賃借権の設定。利用計画は WCS。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりであります。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、小作地のみの 31,054 m²。構成員数 3 名の労力 3 名。利用権設定区分は新規になります。37 ページが地籍集成図です。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3

項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7番、柳田です。利用権の設定を受ける者はライスセンターであり、入下地区の農地を預かって耕作しています。利用計画がWCSとなっていますが、合同会社の役員の中に畜産農家が入っておりますので、そちらがまかなうということです。利用権を設定する者は宮崎在住で、昨年土地の所有者である父親が亡くなり、管理するものがなくなったため預けることになったそうです。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号58番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号58番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、報告第5号、農地の賃貸借合意解約書について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

38ページをお開きください。報告第5号、農地の賃貸借合意解約書について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。令和2年4月28日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

39ページをお開きください。農地法第3条で使用貸借契約を結んでいた、西郷田代字山ノ川内、田2筆ですが、令和2年3月31日をもって合意解約が成立したことを報告いたします。

続きまして41ページです。農地法第3条で賃貸借契約を結んでいた、北郷入下字柳瀬、田2筆ですが、令和2年3月31日をもって合意解約が成立したことを報告いたします。

続きまして43ページです。基盤強化法で賃貸借契約を結んでいた、北郷入下字シワノ瀬、田1筆ですが、令和2年3月31日をもって合意解約が成立したことを報告いたします。

続きまして45ページです。農地法第3条で賃貸借契約を結んでいた、北郷黒木字小原、田1筆ですが、令和2年3月27日をもって合意解約が成立したことを報告いたします。

続きまして 47 ページです。農地法第 3 条で賃貸借契約を結んでいた、北郷黒木字小原、田 1 筆ですが、令和 2 年 3 月 29 日をもって合意解約が成立したことを報告いたします。

続きまして 49 ページです。農地法第 3 条で賃貸借契約を結んでいた、北郷黒木字小原、田 4 筆ですが、令和 2 年 4 月 9 日をもって合意解約が成立したことを報告いたします。以上です。

議長

それではこれで、本日の議案の審議をすべて終了いたします

局長

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、令和 2 年第 4 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。

一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 菊田 正光

美郷町農業委員会 委員 田野 敏広

美郷町農業委員会 委員 山口 時義

